

令和 2年 5月19日

社会福祉法人福島県福祉事業協会
理事長 山田 莊一郎 様

社会福祉法人 福島県福祉事業協会

監事 木幡 仁



監査結果報告書

私は、社会福祉法人福島県福祉事業協会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度に関して、理事の業務の執行及び社会福祉法人福島県福祉事業協会の財産の状況並びに財務諸表等について、令和2年5月13日に監査を実施したので、次のとおり報告いたします。

提出された監査書類は、事業年度の資金計算書、貸借対照表、財産目録、その他関係書類であります。

監査の結果

1. 理事の業務執行状況について

適正に執行されていると認めた。

2. 法人の財産について

明確な管理がなされていると認めた。

3. その他

外部監査の結果を相当と認めた。

法人の採用する会計処理の原則、社会福祉法人会計基準及び定款に準拠し、計算書類の表示方法は公正妥当と認めた。

よって、事業年度の収支計算書類等は、法人の採用する社会福祉法人の会計基準に基づき、公正妥当、適正に表示されていると認めた。

令和 2年 5月13日

社会福祉法人福島県福祉事業協会
理事長 山田 莊一郎 様

社会福祉法人 福島県福祉事業協会

監事 塚野 芳美



監査結果報告書

私は、社会福祉法人福島県福祉事業協会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度に関して、理事の業務の執行及び社会福祉法人福島県福祉事業協会の財産の状況並びに財務諸表等について、令和2年5月13日に監査を実施したので、次のとおり報告いたします。

提出された監査書類は、事業年度の資金計算書、貸借対照表、財産目録、その他関係書類であります。

監査の結果

1. 理事の業務執行状況について

適正に執行されていると認めた。

2. 法人の財産について

明確な管理がなされていると認めた。

3. その他

外部監査の結果を相当と認めた。

法人の採用する会計処理の原則、社会福祉法人会計基準及び定款に準拠し、計算書類の表示方法は公正妥当と認めた。

よって、事業年度の収支計算書類等は、法人の採用する社会福祉法人の会計基準に基づき、公正妥当、適正に表示されていると認めた。

令和 2 年 5 月 19 日

社会福祉法人福島県福祉事業協会
理事長 山田 莊一郎 様

社会福祉法人 福島県福祉事業協会

監事 吉田 実貴人 

監査結果報告書

私は、社会福祉法人福島県福祉事業協会の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの事業年度に関して、理事の業務の執行及び社会福祉法人福島県福祉事業協会の財産の状況並びに財務諸表等について、令和 年 月 日に監査を実施したので、次とおり報告いたします。

提出された監査書類は、事業年度の資金計算書、貸借対照表、財産目録、その他関係書類であります。

監査の結果

1. 理事の業務執行状況について
適正に執行されていると認めた。
2. 法人の財産について
明確な管理がなされていると認めた。
3. その他
外部監査の結果を相当と認めた。

法人の採用する会計処理の原則、社会福祉法人会計基準及び定款に準拠し、計算書類の表示方法は公正妥当と認めた。

よって、事業年度の収支計算書類等は、法人の採用する社会福祉法人の会計基準に基づき、公正妥当、適正に表示されていると認めた。